

別表第四十の二号（第141条関係）

小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)
氏名
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

小規模施設特定有線一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

届出者	代表権を有する役員の氏名				
一般放送の種類					
使用施設	自己の設備又は他人の設備の別				
	設備の規模				
	ヘッドエンドの設置場所				
	受信空中線の設置場所				
	線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置				
業務	使用する周波数	用途	再放送の同意	同意を得た放送事業者名	
業務区域					
放送番組に関する事項	放送時間				
	一日当たり				時間
	主たる放送事項				
業務開始の予定期日		業務開始時の受信契約者の見込数			
有料放送の実施	<input type="checkbox"/> 有料放送を含まない				

注1 届出者が法人である場合は定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は団体の規約を添付すること。

注2 一般放送の種類の欄には、放送法施行規則第142条第1号に定める一般放送の種類を記載すること。
(記載例)

一般放送の種類	テレビジョン放送
	ラジオ放送－共同聴取業務

- 注3 設備の規模の欄には、当該設備に係る引込端子の数を記載すること。
- 注4 ヘッドエンドの設置場所の欄には、例えば、「(何)県(何)市(何)町(何)丁目(何)番(何)号(何)ビルの屋上」のように記載すること。
- 注5 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置を記載した地図を添付すること。
- 注6 使用する周波数の欄には、ヘッドエンドの出力端子におけるものを記載すること。
- 注7 用途の欄には、例えば、「NHK(何)テレビジョン放送局(総合)の放送の同時再放送」、「(何)社(何)デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再放送」のように記載すること。
- 注8 再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、併せて、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。
- 注9 業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、小規模施設特定有線一般放送の加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した地図を添付すること。
- 注10 放送番組に関する事項の欄には、ラジオ放送を行う場合に限り記載し、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。
- 注11 有料放送の実施の欄には、放送法第147条第1項に規定する有料放送を含まないものであることについて、□にレ印を付けること。
- 注12 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 注13 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別紙様式第一

有線電気通信設備設置届

年　月　日

総務大臣殿

届出者 郵便番号

住 所

(法人にあっては、本店又は主たる事務所の
所在地)

(ふりがな)

氏 名

(共同設置の設備にあっては、以下に共同設置者 の住所
及び氏名を連記すること。)

有線電気通信設備を設置するので、有線電気通信法第3条第1項及び第2項の規定に基づき、

別添の書類を添えて届け出ます。

注1 法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 法第3条第2項各号に掲げる有線電気通信設備に該当しない 有線電気通信設備及び第2条に掲げる有線電気通信設備にあっては、「及び第2項」 の文字を抹消すること。

事項書

1 有線電気通信の方式

注 「音声周波電話(自動交換)」、「電信」、「テレビジョン(音声複合)」等のように記入すること。

2 通信事項

注 「自家通信」、「電気供給に伴う電気設備の保安及び電力需給調整打合せ」等のように記入すること。

3 設備の設置の場所

(1) 機械(中継増幅器及び光電変換器を除く)

注 機械の種別ごとに「(何)県(何)市(何)町(何)丁目(何)番(何)号(何)内」等のように記入すること。

(2) 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置

別紙線路経路図のとおり

注 地図又はこれに類するものに記入すること。

(3) 設備と付近の他の施設との関係

ア 電線等との離隔関係

設備 付近の 他の施設		架空電線 の支持物	単独柱の 架空電線	共架柱の 架空電線	屋内電線	地中電線	備考
電線			m	m			
強電流電線	低圧	m ()	()	()	m	m	
	高圧	()	()	()			
	特別高圧	()	()	()			
建造物							

注1 強電流電線の「備考」欄には、その種別(強電流ケーブル等)及び保護網(線)設置の有無を記入すること。また、他の設備の電線が裸電線のときは、その旨「備考」欄に記入すること。

注2 電車線に接近又は交差する場合は、「強電流電線」欄の()内に記入すること。また、「備考」欄には注1の要領で記入すること。

イ 道路等との関係

付近の 他の施設	設備	架 空 電 線	備 考
道 路		m	
鉄道又は軌道			
横断歩道橋			
そ の 他			

注 「備考」欄には、「歩道と車道との区別がある道路」等のように記入すること。

4 設備の概要

(1) 機 械

ア 交換機

種 類	回線容量	台 数	備 考
	()		

注 1 「種類」欄には、「クロスバ交換機」、「電子交換機」等と記入すること。

2 () 内は、実装を記入すること。

イ 増幅器（中継増幅器を含む）又は光電変換器

種 類	定格出力レベル	台 数	備 考
	W又は dBm		

注 1 増幅器の場合の「種類」欄には、「アナログ」又は「デジタル」と記入すること。

2 光電変換器の場合の「種類」欄には、「LD ($1.5 \mu\text{m}$)」、「LED ($0.85 \mu\text{m}$)」等と記入すること。

3 有線放送設備にあつては、分歧器、分配器及びタップオフ等を明記すること。(ただし、定格出力レベルの項目の記載を要しない。)

ウ 保安装置

種 類	台 数	備 考

注 「種類」欄には、製品名と製造者名を記入すること。

(2) 線 路

ア 線 条

架空、地下、水底の別	線 種	対 数	こう長	延 長	備 考
			km	km	
計					

注 1 「線種」欄には、「絶縁電線」、「ケーブル（光ファイバ）」等を記入すること。

2 「延長」とは、「こう長」に条数を乗じたものとすること。

イ 電 柱

種類	数量	共架電柱の相手方別数量			備考
		電気通信事業者	電気事業者	その他	
	本	本	本	本	
計					

注 1 「種類」欄には、「木柱」、「コンクリート柱」、「鉄柱」等を記入すること。 2

「数量」欄には、共架電柱以外の電柱の本数を記入すること。

3 共架電柱を除く木柱については、長さ 6 メートル以下であるもの及び長さが 6 メートルを超えるものであって元口から 6 メートルの位置における横断面の最も長い部分が長さ 10 センチメートル 以下であるものの本数を「備考」欄に再掲すること。

(3) 線路の電圧

注 実効値によらない場合は、その旨を付記すること。

(4) 通信回線の電力

通信回路の種別	周波数の別	電 力	備 考

注 1 「通信回線の種別」欄には、「音声周波を使用する有線ラジオ放送設備の通信回線」、「強電流電線に重畠される通信回線」等のように記入すること。

2 「周波数の別」欄には、「低周波」、「音声周波」又は「高周波」と記入すること。

3 電力の単位は、有線電気通信設備令施行規則（昭和 46 年郵政省令第 2 号）第 3 条第 1 号（有線ラジオ放送設備）又は第 2 号（強電流電線重畠）に掲げる通信回線にあっては「ワット」とし、その他の通信回線にあっては「デシベル」とすること。

4 通信回線が有線電気通信設備令施行規則第 2 条第 1 項第 4 号（妨害が -54 デシベル以下）及び第 5 号（被妨害回線設置者が承諾）に掲げる場合（一定の平衡度を要しない場合）に該当するものであるときは、その旨を「備考」欄に記入すること。

5 工事開始及び設置の予定期日

注 工事を要しないときは、設置の日を記入すること。

6 その他（参考事項）

備考 1 次の表の左欄の設備については、中欄の事項の記載を省略することができる。

設備	省略することができる事項	備考
法第3条第4項第2号に掲げる有線電気通信設備を用いて放送法第2条第1号に規定する放送の業務以外の業務を行うもの	放送法第126条第2項の申請書に記載された事項に係るもの	
構内等設備 法第3条第4項第3号（適用除外）に掲げる者が設置するもの 電気事業法の規定に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令第50条の規定により設置するもの（自家用電気工作物の用に供するものに限る。）	3（2） 3（3） 4（1）アのうち「回線容量」、「台数」及び「備考」 4（1）イのうち「定格出力レベル」、「台数」及び「備考」 4（1）ウのうち「台数」及び「備考」 4（2）アのうち「対数」、「こう長」、「延長」及び「備考」 4（2）イのうち「数量」、「共架電柱の相手方別数量」及び「備考」 4（3） 4（4）	左欄に掲げる設備であつて、共同設置の設備（共同して設置する設備の部分が端末機器のみのもの又は構内等設備のみのものに限る。）又は他人使用の設備（相互接続の設備を除く。）に限る。

2 事項書に記載されている項目がすべて網羅されている場合は、総合通信局長の承認に基づいて、様式の一部を変更することができる。

3 用紙は、日本産業規格A列4番とすること。